### 令和2年第5回京丹波町議会臨時会

令和2年11月24日(火)

開 会 午前9時00分

- 1 議事日程
- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第82号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第83号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第84号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 発委第 5号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について
- 第 8 発委第 6号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について
- 2 議会に付議した案件 議事日程のとおり
- 3 出席議員(16名)
  - 1番 岩田恵一君
  - 2番 野口正利君
  - 3番 谷口勝已君
  - 4番 隅山卓夫君
  - 5番 村山良夫君
  - 6番 坂 本 美智代 君
  - 7番 鈴木利 明 君
  - 8番 西山芳明君

- 9番 北尾 潤君
- 10番 山下靖夫君
- 11番 東 まさ子 君
- 12番 山田 均君
- 13番 谷山 眞智子 君
- 14番 篠塚信太郎 君
- 15番 森田幸子君
- 16番 梅原好範君
- 4 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者(6名)

町 長 太田 昇君

副 町 長 谷 俊明君

参 事 中尾達也君

参 事 山森英二君

企画財政課長 松山征義君

総務課長長澤誠君

5 出席事務局職員(2名)

議会事務局長藤田正則

書 記 山口知哉

## 開議 午前9時00分

○議長(梅原好範君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防の関係で、3つの密(密集、密接、密閉)をできる限り避けるために、感染防止及び予防の関係で、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれてもマスク着用としております。また、議場内の換気を行うため、カーテンの一部を開け、窓を常時少し開けた状態にしております。ほかにも、会議の休憩を小まめにとり、休憩中に議場内の全体空気換気をさせていただきます。

また、感染予防対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

傍聴席におきましては、傍聴席に空間をとり着席いただくようにしております。ご理解と ご協力をよろしくお願いいたします。

併せて、本日の議事運営につきましても、こうした状況の中で、3密の状況を回避するために、議員の皆様並びに執行部の皆様におかれましては、本日の議案に対しまして簡潔明瞭な質疑応答をいただき、スムーズな会議の進行に努めていただきますよう、いま一度、皆様方にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第5回京丹波町議会臨時会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。

#### 《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長(梅原好範君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番議員・野口正利君、3番議員・谷口勝已君を指名します。

### 《日程第2、会期の決定》

○議長(梅原好範君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長(梅原好範君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されております案件は、議案第82号ほか2件です。

提案説明のため、太田町長ほか関係者の出席を求めました。

- 11月18日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議を行い、同日に 全員協議会が開催されました。
  - 10月28日に総務文教常任委員会が開催されました。
- 10月27日、11月4日、11月6日に議会広報常任委員会が開催され、議会だより第 68号の発行をいただきました。
  - 11月4日、16日に議会運営委員会が開催されました。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

- 《日程第4、議案第82号 令和2年度 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について~日程第6、議案第84号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について》
- ○議長(梅原好範君) 日程第4、議案第82号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第6、議案第84号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長(太田 昇君) 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日、ここに、令和2年第5回京丹波町議会臨時会をお願いしましたところ、議員各位に おかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

それでは、本日、提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていた だきます。

議案第82号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に準じ、民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を改正するとともに、併せて、特定任期付職員の期末手当の支給月数について改正するもの。

議案第83号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例の制定につきましては、人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、期末手当 の支給月数について改正するものです。

また、今なお、感染の広がりを見せております新型コロナウイルス感染症は、収束する気配はなく、長期化しており、依然として先行きが見えない状況にあります。

つきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う町民生活及び地域経済への影響を勘案し、12月に支給する特別職の期末手当の額を、町長については100分の30、副町長については100分の20、教育長については100分の10減額した額とするもの。

議案第84号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に準じ、京丹波町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給月数について読替規定を加え、改正するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長(梅原好範君) 補足説明を担当課長に求めます。

長澤総務課長。

○総務課長(長澤 誠君) それでは、議案第82号から議案第84号につきまして補足説明 を申し上げます。

議案第82号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、期末手当につきまして人事院勧告に準じ、一般職、管理職員ともに今年度12月に支給する期末手当を、新旧対照表1ページ第1条関係のとおり、0.05月分引き下げ、令和3年度からは6月で0.025月分、12月で0.025月分、新旧対照表2ページ第2条関係のとおり、それぞれ引き下げ、均衡を図るものでございます。

次に、新旧対照表3ページをご覧ください。

第3条関係でございます。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきましては、今回の改正に伴い、第9条第3項にある特定任期付職員、いわゆる専門的な知識、経験または優れた見識を有する者として一定期間採用する職員でありますが、これまでから本町には該当する職員はいませんが、当該職員の期末手当の支給月数につきましても、一般職員と同様に減額するもので、市町村等の状況等を考慮し、今回、調整・整理させていただいたところであります。

次に、議案第83号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、期 末手当の支給月数を改正するものであり、第1条関係、新旧対照表のとおり、第2条給料の 種類及び額において、12月に支給する期末手当を0.05月分引き下げるものでございます。

同じく、次のページ、第2条関係におきましても、令和3年度から6月期、12月期それぞれ0.025月分引き下げ、均衡を図るものでございいます。

また、コロナウイルス感染症対策関連として、期末手当の減額につきまして、町長の提案 理由説明の内容につきましては、附則で規定することとしておりまして、期末手当額はそれ ぞれ定める率を乗じて得た額を減額した額とするものでございます。

この改正による削減の影響額でございますが、総額で約48万2,000円となります。

次に、議案第84号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、会計年度任用職員の期末手当につきましては、人事院勧告に準じ、京丹波町職員の給与に関する条例を準用することとなっているため、支給月数の読替えを規定するものであります。

したがいまして、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員については、1会計年度 内の雇用としていることから、年度途中の改正は行わず、令和2年12月支給の支給月数に ついては、現行の100分の130とし、令和3年度からは職員の給与条例を準用し、6月 期、12月期それぞれ支給月数を100分の127.5とするものであります。

以上、議案第82号から議案第84号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(梅原好範君) 以上、説明のとおりであります。

これより、日程第4、議案第82号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

- ○12番(山田 均君) 1点伺っておきたいと思うんですけども、今回提案になっております期末手当の減額について、対象となる職員数と、総額はどれぐらいの額になるのか伺っておきます。
- ○議長(梅原好範君) 長澤総務課長。
- ○総務課長(長澤 誠君) 正規職員の対象者数は、276名でございます。総額につきましては、改正後で、1億931万9,000円余りでございます。

以上です。

○議長(梅原好範君) 山田君。

- ○12番(山田 均君) 減になるのは幾らかという意味でお尋ねしたので、もう一度伺って おきます。
- ○議長(梅原好範君) 長澤総務課長。
- ○総務課長(長澤 誠君) 失礼しました。その影響額でございますが、446万9,541円となります。以上でございます。
- ○議長(梅原好範君) ほかに質疑ありますか。 篠塚君。
- ○14番(篠塚信太郎君) 町職員の給与改定につきましては、町独自で給与の改定を勧告できる附属機関もなく、五十数年前から人事院勧告に基づきまして、国家公務員の給与水準に準じて改定を行ってきたところです。このことにつきましては特に異議はございませんが、町職員の給与が国家公務員並みであれば、当然、公務遂行能力も国家公務員と同程度の能力がなければならないというふうに私は思ってるところでありますが、全町職員にその能力があると考えておられるのか。町長にその見解についてお聞きをいたしておきます。
- ○議長(梅原好範君) 太田町長。
- ○町長(太田 昇君) 国家公務員と地方公共団体の職員とで有する能力というのはそれぞれ に違いがあるというふうに考えますけども、当然、そうした能力を持った者が職員として採 用されて仕事をしてもらっていると考えるところであります。
- ○議長(梅原好範君) 篠塚君。
- ○14番(篠塚信太郎君) 国家公務員と同様の能力を持った者が採用されているというご答 弁でございましたが、私たち議員は、町職員の皆さんの仕事ぶりを判断するのは、議会に提 案された議案、予算・決算もありますし、条例等もございますが、それらの内容等について だけしか判断できず、いわば断片的なので、総合的な判断ではないわけでありますが、定例 会、臨時会に提案されました議案の内容があまりにもずさんな、到底、町職員が起案したの か、作成したのかと思えるような条例もたまに見受けることがあるんです。

そこで、先ほど申しましたように、町職員の業務遂行能力が国家公務員と同程度にあるのか、疑問に感じることもありますので、町長は日常業務の中でこのようなことがあるかないか、どのように感じておられるのかお聞きをいたしておきます。

- ○議長(梅原好範君) 太田町長。
- ○町長(太田 昇君) 国家公務員と町職員が同じような知識や業務遂行能力という意味でお答えしたのではなしに、先ほどお答えしたのは、それぞれに役割が違う中で、町の職員とし

ての任務を遂行できる能力を有してるというふうにお答えをさせていただいたところであります。議案等の中で訂正等ミスもありますけども、そういったことはないように、それについては指導徹底してまいりたいと考えておるところでございます。

- ○議長(梅原好範君) 篠塚君。
- ○14番(篠塚信太郎君) 人事院勧告に準じて給与改定するということは、それだけの給料をもらっているわけでありますから、国家公務員と同様の業務はやってもらわないとあかんと私は思うんですよ。町職員は町職員でやってたらいいということだったら町独自で給与はやっていったらいいと思うんです。それ以上の仕事をしていたら、それ以上給与は上げたらいいと思うわけですし、人事院勧告に基づいてやるのなら、同程度の仕事はやってほしいと思うんです。そこで、全町職員が国家公務員と同程度の業務遂行能力が発揮できるような研修とか、組織として公務が遂行できるような体制の整備を行う考えはないか、町長に見解をお聞きいたしておきます。
- ○議長(梅原好範君) 太田町長。
- ○町長(太田 昇君) 町職員として、業務遂行能力の向上については現在も努めているところでありますし、今後につきましても、引き続いて能力向上とか自己啓発、それから職場内での研修等も含めて取組をしていきたいと考えるところであります。
- ○議長(梅原好範君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第82号を採決します。

議案第82号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、 原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

- ○12番(山田 均君) 町長が30%、副町長が20%、教育長が10%の期末手当の減額を行うということで、提案理由にもありましたけども、新型コロナ感染症に伴う町民生活及び地域経済への影響を勘案してということになっておりますが、30%、20%、10%という減額率はどういうことからその率にされたのか、伺っておきたいと思います。
- ○議長(梅原好範君) 太田町長。
- ○町長(太田 昇君) 提案理由にもありますとおり、新型コロナウイルスの影響等を考えて、 その減額を考える中でいろいろな情勢を考慮して一定決めさせていただいたところでござい ます。
- ○議長(梅原好範君) 山田君。
- ○12番(山田 均君) 前回は40%、30%、20%でしたけど、今回の期末手当は30%、20%、10%ということなんですけども、特段そういう基準というのはない、判断されたところというのは特段ないということでよろしいですか。
- ○議長(梅原好範君) 太田町長。
- ○町長(太田 昇君) 前回から人事院の数値も若干減額されたということも考慮して決定しましたけども、特段根拠となるようなものというのはないわけであります。
- ○議長(梅原好範君) ほかに質疑ありますか。 村山君。
- ○5番(村山良夫君) 新聞の記事によりますと、手当を30%、20%、10%減額すると報道されてたようですけども、現実的には、20%、10%、ゼロということになります。マスコミに出される情報を町民が誤解されないように、新聞だけ見るとこの前と同じように実質的に30%、20%、10%になるようにとれるわけですけども、現実は、今話がありましたように、20%、10%、ゼロということで現実と数字が違うので、マスコミの報道、情報提供も町民の方に誤解を招かないようにしていただくということにはできませんか。
- ○議長(梅原好範君) 太田町長。
- ○町長(太田 昇君) 30%、20%、10%でありますけども、これはもともと3月の議会において、町長、副町長、教育長については10%減額するということを自主的に提案を

して可決をいただいてるわけでありますから、本来の金額からすれば、そのとおりに減額を されてるわけでありまして、ただ、その条例自体は既決でありますので、その金額と比較し た場合に議員がおっしゃるような10%分が最初から引かれてるということで金額が変わっ てくるわけで、報道としてそういうふうになってますけども、その中身については間違って いないと考えるところであります。

- ○議長(梅原好範君) 村山君。
- ○5番(村山良夫君) 中身が間違ってるということは言ってませんし、そのこともよく理解してます。ただ、町民の方が誤解をされないように、報道の情報提供をもう少ししていただけませんか。あの新聞だけを見ますと、今年度、実質的に、例えば町長が100万円のボーナスでしたら、30%をカットされてるというように取れると思うんです。現実は20%なわけですね。そういうことがないような情報提供を今後気をつけていただけませんかと言ってるんです。
- ○議長(梅原好範君) 太田町長。
- ○町長(太田 昇君) 実際に、本来の条例からは30%の減額がされているということで、 そういうことで間違いはないかと考えるところであります。
- ○議長(梅原好範君) 村山君。
- ○5番(村山良夫君) 間違ってるとか間違ってないというよりも、今後、町長も町長に立候補されたときに、公平・公正な情報を提供するということも公約に挙げておられるわけですから、できれば誤解を招かないように、あの新聞だけを読みますと、実質30%、20%、10%カットというように取れますので、今後は、そのことについて誤解を招くような情報提供をしないようにしていただけませんかと言ってるんですけど、どうなんですか。間違ってるということを言ってるわけではないです。
- ○議長(梅原好範君) 太田町長。
- ○町長(太田 昇君) そもそもの金額から30%減額されてることは事実でありますので、 そのような形になっておりますし、情報提供の中では、今回の減額というのも別途提示もさ れておるところだと認識をしているところであります。
- ○議長(梅原好範君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これをもって質疑を終わります。 これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。 計論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第83号を採決します。

議案第83号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

- ○12番(山田 均君) 新旧対照表の中で改正部分については線が引いてあるんですけども、 第25条ので「とあるのは」に線が引いてあるんですけども、新旧とも同じ文言なんです。 どういう意味でこの線が両方とも引いてあるのか。これで言うと改正だと思うんですけども、 何も言葉としては変わらなんですが、どういうように解釈したらいいんでしょうか、伺って おきたいと思います。
- ○議長(梅原好範君) 長澤総務課長。
- ○総務課長(長澤 誠君) 条例を作成する際の手法といいますか決まりでございます。今見ていただくとおり、「とあるのは」と書いてあるところに線が引いてあるわけでございますが、旧のほうは読点がございます。新のほうには読点がございません。

#### (発言する者あり)

○総務課長(長澤 誠君) 第1条関係で言いますと、旧のほうは点がございまして、新のほうは点がございません。これにつきましては、読替えをする文字が1つから2つに増えるときには、読点を削除しなければならないという決まりがございます。どういうことかと言いますと、新のほうは第25条のところでございますが、上から5行目に「とあるのは」というのが1つあります。その5行下ぐらいに「とあるのは」と2回出てきまして、これが読替えをする語句が1つから2つに増えるということでございまして、そういう場合には読点を

取るということでございます。

逆に、第2条関係、次のページをめくっていただきまして、こちらについては反対で、先ほどの逆でございます。旧のほうには「とあるのは」という文言が2回出てきますので読点は付いてませんし、新のほうは1回しか出てきませんので読点が付いているという整理でございます。

以上です。

- ○議長(梅原好範君) 山田君。
- ○12番(山田 均君) もう1点お尋ねしておきます。

今回、見直し規定ではありますけども、対象となる会計年度任用職員の人数は何人なのか 伺っておきます。

- ○議長(梅原好範君) 長澤総務課長。
- ○総務課長(長澤 誠君) 会計年度任用職員については、年度内でいろいろ動きがございまして、現時点正確な数字は持ち合わせはないんですが、当初は270名程度ということで出発しております。今現在の数字はございませんのでご容赦いただきたいと思います。
- ○議長(梅原好範君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第84号を採決します。

議案第84号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

- 《日程第7、発委第5号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について~日程第8、発委第6号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費 用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》
- ○議長(梅原好範君) 次に、日程第7、発委第5号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第8、発委第6号 京 丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい てまでを一括議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

北尾議会運営委員長。

○議会運営委員長(北尾 潤君) 発委第5号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由説明を申し上げます。

本年2月頃から国内に入った新型コロナウイルスについては、今も感染が継続しており、 依然として先行きの見えない状況にあります。最近は、全国的に第3波の波が押し寄せてき ている状況となっています。

感染症対策につきましては、日々、3密を避けることの徹底、マスク着用、手指消毒、室内換気の徹底等々、個人や事業所や地域等でもそれぞれが懸命に対応している状況であります。

本年、国、京都府からも感染症予防やその対応に関する各種支援事業が進められてきました。また、経済面を援助する支援事業のメニューも多数出てきて、現在活用いただいてる最中であります。

つきましては、議員におきましても、人事院勧告によります一般職の給与改定に準じて、町の特別職と同様に第1条関係においては、12月に支給する期末手当を0.05か月分引き下げるものです。また、第2条関係においては、令和3年度から6月で0.025か月分を引き下げるものであります。

次に、発委第6号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例の制定についての提案理由説明を申し上げます。

本議会では、本年3月18日には、新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議を行い、5月1日には、新型コロナウイルス感染症への最大限の対策、取組強化を求める決議を行いました。これらの決議を受けて、住民生活や地域経済への影響が深刻化する中、一層の支援が必要と感じ、本年6月の議員の期末手当の額を減じて、少しでも対策費用に充当していただくように議員の総意として行ったところであります。

今回、まだ先の見えない新型コロナウイルス感染症対策に伴う住民生活及び地域経済への 影響を勘案して、議会としましても、12月の期末手当において100分の10の減額を発 委第6号として提案するものであります。内容は、附則に明記するものです。

住民の日々の生活の安心安全に向けて、町行政と連携・協力しながら、今後も感染防止・ 予防、そして、一日も早く日常の通常の生活に戻れるように向けて一層の取組を進めていく ことを願い、今回、本件を提案するものであります。

以上、ご理解いただきまして、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(梅原好範君) 以上、説明のとおりであります。

これより、発委第5号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、発委第5号を採決します。

発委第5号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、発委第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、発委第6号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

○12番(山田 均君) 1点伺っておきたいと思うんですけども、提案理由にありますよう

に、新型コロナウイルス感染症による町民生活、地域経済の影響が深刻ということで、今回、議員の期末手当を10%減じるということになっておりますが、総額としてはどれぐらいになるのか。6月の議会のときにも議論になったんですけども、減じた額が主にどういう活用をされるのか。地域経済の影響、それから町民生活ということになっておりますので、どういうところへの支援を考えておられるのか伺っておきたいと思います。

- ○議長(梅原好範君) 北尾議会運営委員長。
- ○議会運営委員長(北尾 潤君) 1点目の総額については、65万8,000円になります。 また、充当先については、12月の補正予算で反映されると思うんですが、未就学児への 図書カードの配布ということで、6月の補正予算で小中学生に配布したものと同じように未 就学児に配布するということで予定されております。

以上です。

○議長(梅原好範君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、発委第6号を採決します。

発委第6号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 举手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、発委第6号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和2年第5回京丹波町議会臨時会は、これをもって終了いたします。

本日は、大変ご苦労さまでした。

# 午前 9時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議 長 梅原 好範

署名議員 野口 正利

署名議員 谷 口 勝 已